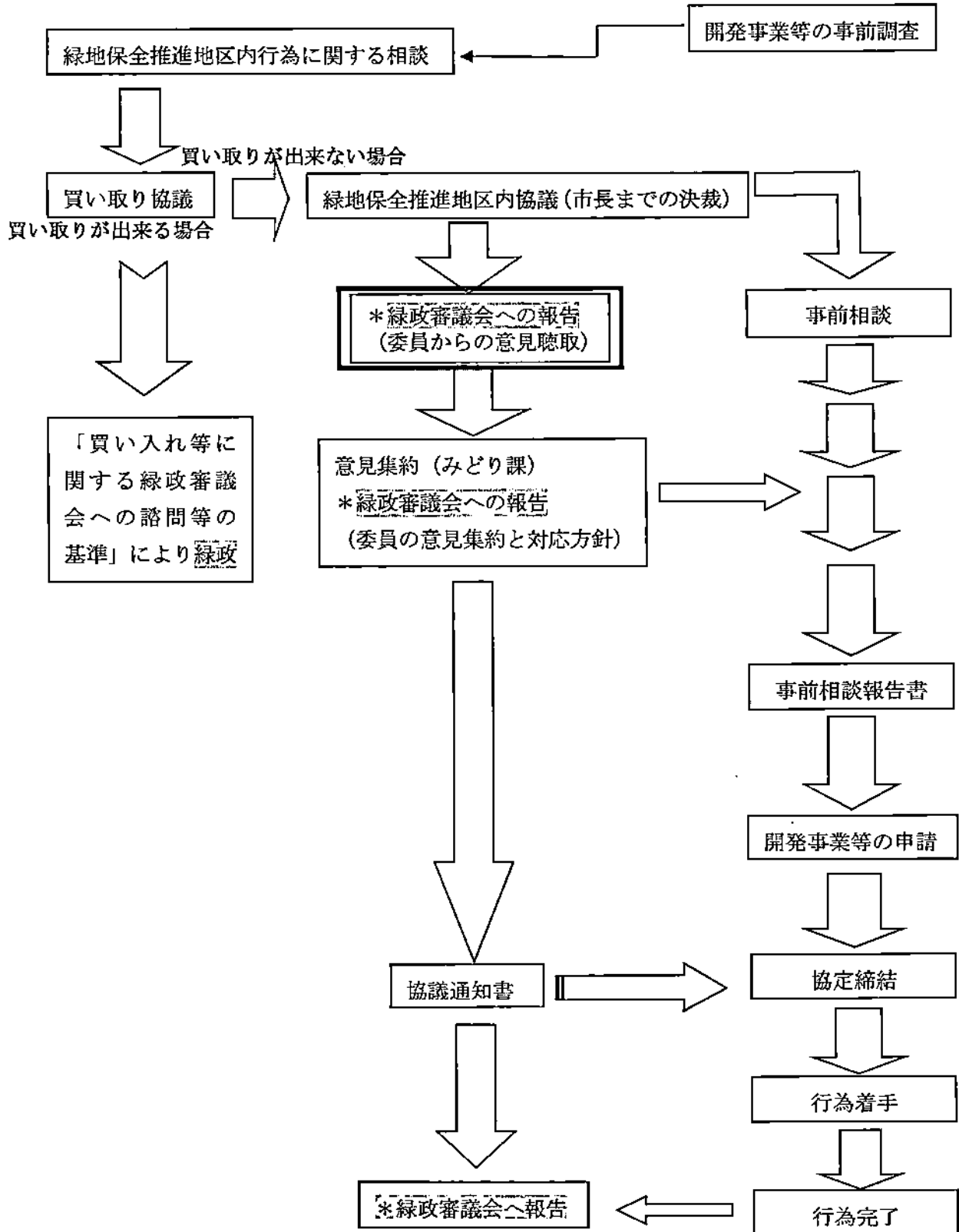


緑地保全推進地区内行為手続きの基本フロー

(平成 15 年 3 月 24 日決定)



* 緑政審議会開催日時との関係から FAX 等によることも考慮する。

■緑地保全推進地区内行為協議指針（平成30年3月時点修正）

〔趣旨・目的〕

鎌倉市のまちづくりにおける基本的計画の推進を支援するため、緑地の機能を市、土地所有者、市民及び事業者などの相互協力によって保全することは重要であり、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例における協議は、これらのことを念頭に置き行われる。

□ 基本的事項

- 1 鎌倉における緑地の機能は、以下のことなどが上げられる。
 - ① 歴史的・文化的環境を確保する。
 - ② 潤いと安らぎのある都市環境を形成する
 - ③ 健全な生態系を保持する
 - ④ 人と自然との豊かな触れ合いを確保する
 - ⑤ 災害に強く安全な都市を作る
- 2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の基本理念
 - ① 緑地を良好な状態で将来の世代に継承することは極めて重要である。
 - ② 緑地保全の推進は、市、土地所有者、市民及び事業者が緑地の機能を認識し、相互に協力することによって行われる必要がある。
- 3 鎌倉市第3次総合計画（平成8年3月）

歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、鎌倉の都市をつくるとしている。
- 4 鎌倉市環境基本計画（平成28年4月）

鎌倉から地球環境保全を進め、これを市民、事業者、滞在者、行政が協力して、総合的、計画的に推進することとしている。
- 5 鎌倉市都市マスタープラン（平成27年9月）

市街地が緑に囲まれているという構造的な特徴を明確化し、特に、都市構造の考え方で緑については、身近な緑の価値を多面的に問い直し、市民生活に活かす緑として保全・活用し、鎌倉特有の緑の構造を「緑の骨格」と位置づけ、保全を図るとしている。

□ 将来目標

緑地保全推進地区に指定された緑は、鎌倉市緑の基本計画において、将来的に、

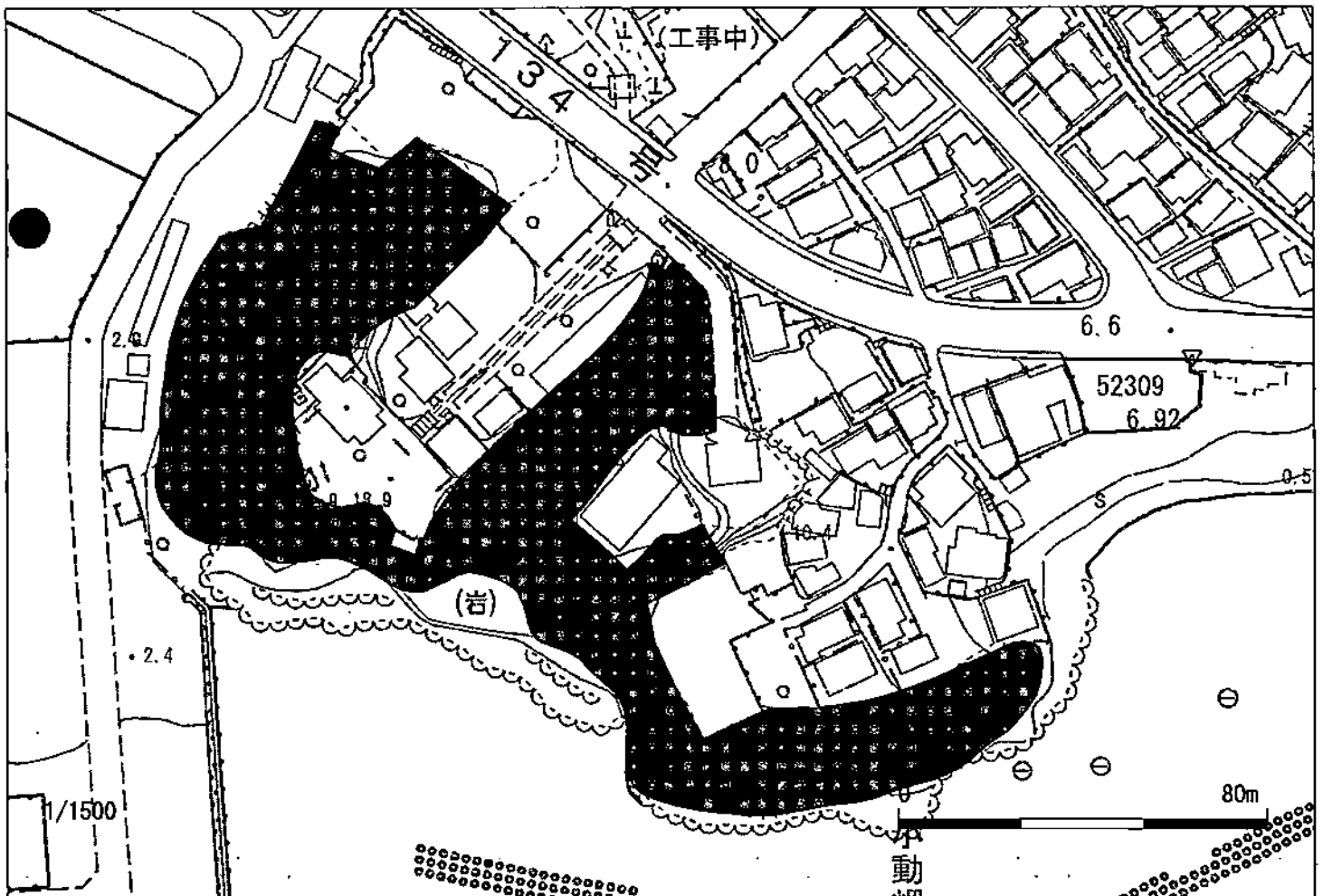
- ① 都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」
- ② 都市公園法に基づく「都市公園」
- ③ 首都圏近郊緑地保全法に基づく「近郊緑地保全区域」「同特別緑地保全地区」
- ④ 古都保存法に基づく「歴史的風土保存区域」「同特別保存地区」などの法律による指定を目指している緑地である。

したがって、協議においては、指定の際に必要となる緑地の機能を著しく損なうことの無いよう留意する必要がある。

〔留意内容〕

協議は、それぞれの緑地保全推進地区の緑地の機能が著しく損なわれないように、地区の特性に留意し、行われる。

小動岬地区		[0.83ha]
緑地機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的・文化的環境の確保 ● 潤いと安らぎのある都市環境の形成 ● 健全な生態系の保持 ○ 人と自然との豊かな触れ合いの確保 ● 災害に強く安全な都市の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ①② ③ ②
地区の特性	<p>①稲村ヶ崎とともに七里ヶ浜の海岸線を特色づける岬の景勝地である。</p> <p>②鎌倉の海岸線に残る貴重な緑地であり、腰越地区の目印ともなっている。</p> <p>③マサキートベラ群集、イノデータブ群集、イソギクハツジョウスキ群集などの自然植生が残されている。</p> <p>植生：マサキートベラ群集、イノデータブ群集、イソギクハツジョウスキ群集</p>	



緑地保全推進地区内行為の協議について

1 緑地保全推進地区の概要

(1) 根拠法令

○鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（抜粋）

（推進地区の指定）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する緑地を緑地保全推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- (1) 歴史的、文化的環境を確保するために保全することが必要な緑地
- (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な緑地
- (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な緑地
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な緑地
- (5) 災害に強く安全な都市をつくるために保全することが必要な緑地

（推進地区内の行為の協議）

第13条 推進地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、災害のための必要な応急措置及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為規則で定めるもの

(2) 緑地保全推進地区指定地（7箇所 36.35ha）

